

学校法人 宮内 学園

監 査 報 告 書

令和 年 月 日

学校法人 宮内学園

理事長 宮内マーチ豪 殿

会社所在地 神戸市中央区三宮町2丁目5-1
会社名 (株)エグゼ
税理士 南野浩司
電話 078-393-2870

会社所在地 高知市唐人町1番27番地
会社名
取締役社長 高不 義夫
電話 088-826-6007

- 1、 監査日時 令和 4年 5月 30日 (月) 14時 00分より
- 2、 監査場所 当該 会議室
- 3、 出席者 監 事 南野 浩司 ・ 高木 義夫
立 会 人 宮内 マーチ豪
学校 会計 棕田 陽一 ・ 池田 知佐子 以上5名

監 査 報 告

監査の結果

私たちは、私立学校振興助成法 第14条3項の規定に基づき監査報告を行うため、平成25年5月29日付の日本公認会計士協会 学校法人委員会報告等、告知第1076号に基づき、学校法人の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の計算書類、すなわち貸金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)消費収支計算書及び償借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基金明細表を含む)について監査を行った。この計算書類の作成責任者は理事長にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は私たちに計算書類に重要な虚偽の表示が認められるかの合理的な保証を得ることと求めている。

監査は試算を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適応方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。私たちは上記の計算書類が学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人宮内学園の令和4年3月31日までの終了する会計年度の経理状況及び現在の財政状態を正しく示している重要な点において適正に表示しているものと認める。学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

学校法人 宮内学園

監査報告書

令和 年 月 日

学校法人 宮内学園

理事長 宮内マーチ豪 殿

会社所在地 神戸市中央区三宮町 27 月 5-1.
会社名 (株) エグゼ
税理士 南野 浩司
電話 078-393-2870

会社所在地 高知市唐人町1番27番地
会社名
取締役社長 高不 義夫
電話 088-826-6007

- 1、 監査日時 令和 4 年 5 月 30 日 (月) 14 時 00 分より
2、 監査場所 当該会議室
3、 出席者 監事 南野 浩司 ・ 高木 義夫
立会人 宮内 マーチ豪
学校会計 椋田 陽一 ・ 池田 知佐子

監査の結果

私たちは、私立学校振興助成法第14条3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成25年5月29日付け日本公認会計士協会学校法人委員会報告等の告知数第1376号に基づき、学校法人の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の計算書類、すなわち賃金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)消費収支計算書及び貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む)について監査を行った。この計算書類の作成責任者は理事長にあり、私たちの責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は私たちに計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保障を得ることを求めている。

監査は試査を基準として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適応方法並びに理事者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判明している。私たちは上記の計算書類が学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人宮内学園の令和4年3月31日をもって終了する会計年度の経理状況及び現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。学校法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。